

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2001-1673(P2001-1673A)

【公開日】平成13年1月9日(2001.1.9)

【出願番号】特願2000-120046(P2000-120046)

【国際特許分類第7版】

B 4 2 D 15/10

【F I】

B 4 2 D 15/10 5 0 1 H

B 4 2 D 15/10 5 0 1 J

B 4 2 D 15/10 5 0 1 K

B 4 2 D 15/10 5 0 1 P

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月12日(2004.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

これと共に、カード完成後の表面保護性が図3Bに示す他の顔画像入りカード103に比べて向上する。図3Bに示す顔画像入りカード103はホログラム像13の偽変造防止箔13A及び硬化型保護層12を各々一層にずつ形成したものである。多重にするものは硬化型保護層12のみに限られることではなく、所定膜厚の硬化型保護層12と偽変造防止箔13Aとを組み合わせて多層にしてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

図8は熱転写シート200のハーフカット例を示す概念図である。この例では、カード基板11の外形状を模写した切り込みが硬化型保護部材12に施される。この切り込みは、接着層14、ホログラム形成層3及び硬化型保護層12に施され、支持体16には形成されない。支持体16の本来の支持機能を損なうからである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

この切り込みはカード基板外形状を模写したカッターなどを使用してシャープに形成され、図8に示す熱転写シート200の硬化型保護部材12に対して実際のカード基板11よりも小さい寸法で施される。これは外バリ及び内バリを無くすためである。これにより、カード基板11の外形状を成す大きさに硬化型保護部材12を画定することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0087

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0087】

カード基板11の裏面にはサインパネルや、運転免許証の筆記層などが設けられる場合もある。この例では、カード基板11が1枚ずつ生カード供給部42から搬送ベルト装置41へ投下するように自動供給される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0107

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0107】

この例でも、熱転写シート200には、紫外線硬化層を有した転写箔及び偽変造防止箔が設けられたもの、予めカード基板11の外形状を成す大きさに硬化型保護部材12が画定されたもの、その外形状を模写した切り込みが施されたもの、その際の切り込みが、実際のカード基板11よりも小さい寸法で施されたもの、及び、位置決め用の開孔部37が設けられたものが使用される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0164

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0164】

この実験結果によれば、硬化型保護層12の膜厚Thが $Th < 0.5 \mu m$ ときはバリが発生するが支障はない。しかしながら、 $Th < 0.5 \mu m$ ときは転写温度Txに関して90, 100, 190, 230, 250のいずれの場合も膜付き性が劣化し、カード表面から硬化型保護層12が容易に剥がれてしまったり、転写時に支持体が変形する原因となる。